川崎市小規模生活介護事業所整備事業補助金に係る対象事業者の公募について

【 川崎市小規模生活介護事業所整備事業補助金の主な内容 】

1　概要

既存建築物の改修等により生活介護事業所を整備するものに対し、市が改修費等の施設整備費の一部を補助します。

2　補助対象経費

施設整備費、設計監理費、設計費、備品購入費

※　次の経費・場合は対象外とします。

①　用地費、区分所有権購入費、保証金、敷金、消耗品購入費等

②　補助金交付決定前に既に着手又は終了している場合

③　募集した年度中に開設できない場合

3　補助額

補助対象経費の合計（基準額を超える場合は基準額）×　３／４（千円未満は切捨て）

＜基準額＞

①　従たる事業所（定員 6 人以上）：10,000 千円（補助金上限 7,500 千円）

②　主たる事業所（定員 20 人以上）：20,000 千円（補助金上限 15,000 千円）

4　補助の必要条件

（１）10 年以上継続して運営が確保できることが見込まれること

（２）設備及び運営は、川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成２４年川崎市条例第６９号）に定める基準に適合するものであること

（３）募集した年度中（３月３１日まで）に川崎市内で事業所を開設すること

（４）特別支援学校等卒業生の受入れにおいては、「川崎市特別支援学校等卒業予定者利用調整会議」の運営に協力した上で、原則、定員の８０％以上を受け入れること

5　留意事項

（１）　特別支援学校等卒業生の状況等を踏まえ、優先的に選定する区を指定する場合があります。

（２）　車いす利用者や医療的ケアを受けている利用者の受け入れが可能な事業所を優先的に選定します。

（３）　選定された場合、市内中小企業者への優先発注に関する規定に従い事業を実施いただく必要があります。主な内容は以下のとおりです。

○　１件あたり 1,000,000 円を超える工事の発注、物品購入、役務の調達等を行う場合、市内中小企業者による入札、又は市内中小企業者２社以上から見積書の徴取する必要があり

ます。

※　市内中小企業者２社以上を含む入札、又は市内中小企業者２社以上見積書を徴取していれば、契約先業者は市内中小企業者ではなくとも構いません。

※　１件あたり 1,000,000 円未満の案件については対象外です。

※　市内中小企業者から見積書を徴収する場合、市内中小企業者であることの誓約書を提出させてください。また、市内中小企業者にあたるかどうかについては、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「川崎市競争入札参加資格名簿」等でも確認できます。

○　市内中小企業者で取扱いがないなど、契約の性質上、市内中小企業者での対応が困難な場合には、「入札（見積り）が行えないことに係る理由書」を実績報告時に提出いただく必要があります。

（４）　その他、本事業の詳細については、「川崎市小規模生活介護事業所整備事業補助金交付要綱」を御確認ください。

【 手続き・申請の流れ 】

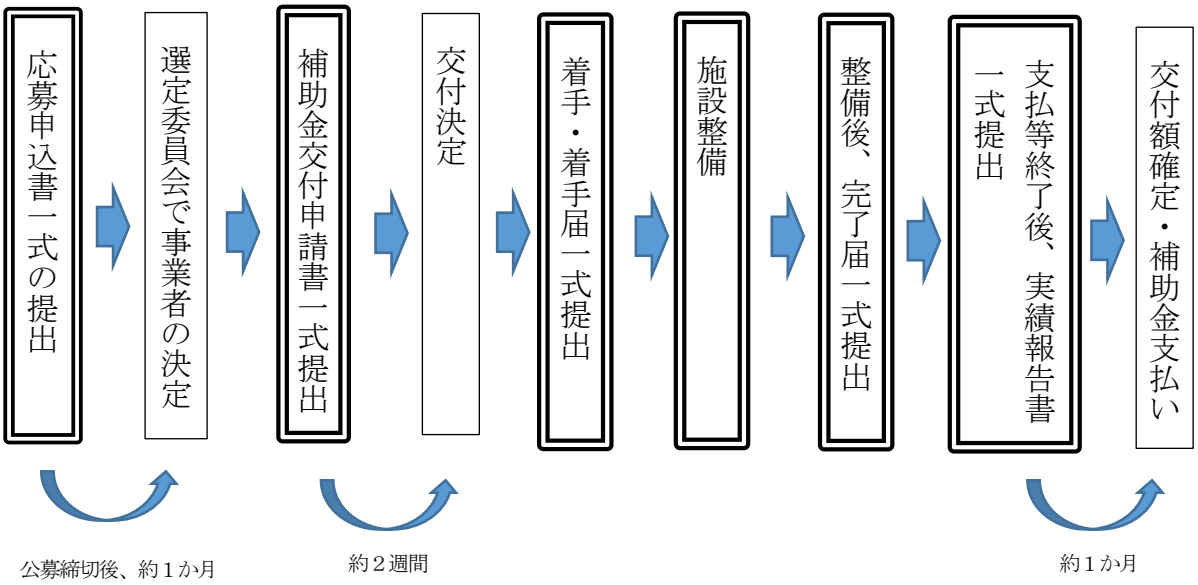

※二重囲みは、申請者に行っていただく事項となります。

※募集施設数に選定される事業者が満たない場合は再度公募する場合があります。

【 提出書類 】

応募申込書

①　応募申込書（様式１）

事業計画に関する書類

②　事業計画書（様式２）

③　施設整備費の見積書、仕様書

④　設計・設計監理委託契約の見積書、仕様書

⑤　地図、平面図、立面図、各室面積表、工程表

⑥　備品等見積調書

⑦　施設整備に関わる収支予算書抄本

法人に関する書類

⑧　法人に関する書類

ア　定款又は寄付行為（申請時最新のもの）

イ　役員名簿（様式自由）

ウ　登記事項証明書（応募申込時より３か月以内に発行されたもの）

エ　応募の前年度の法人の決算報告書や賃借対照表等

オ　応募した年度の法人の収支予算書や事業計画書等

カ　その他、法人の概要が分かる資料（パンフレット等）（様式自由）

（問い合わせ先）
健康福祉局　障害保健福祉部
障害者施設指導課　施設調整担当
電話　０４４－２００－０８７４
FAX　０４４－２００－３９３２
Mail　40sidou@city.kawasaki.jp